

別紙 達成状況検証表

【評価】

A : 十分できている B : 概ねできている C : 不十分である D : できていない

条 項 号	条 文	評価内容	評価	今後の対応方針
1条 (目的)	この条例は、市政の情報公開と市民参加を基本とした、これらの自主自立する地方自治体にふさわしい、市民に身近な議会及び議員の活動の活性化と充実のために必要な議会運営の基本事項を定めることにより、市民が安心して生活できる豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。	(検証対象外)	—	
2条 (議会の活動原則)	1項	議会は、市民の直接選挙により選ばれた議員で構成する議事機関として、次に掲げる原則に基づいて活動しなければならない。	(各号において評価)	—
	1号	政策決定及び市長その他の執行機関の事務について、監視及び評価機能を果たすこと。	委員会、本会議、一般質問等を通じて監視・評価を行つており、機能を概ね果たしている。	B
	2号	提出された議案の審議又は審査を行うほか、独自の政策立案及び政策提言を行うこと。	独自の政策立案・政策提言について新たな仕組みを設けて実践に向けた取組を進めている。	B
	3号	市民の多様な意見、要望等を的確に把握し、市政及び議会活動に反映させること。	広聴機能の強化を図り意見交換会を積極的に行い意見・要望等の把握に努め、一般質問等のほか政策提言等に向けた取組に反映している。	A
	4号	市民に対して説明責任を果たすこと。	議会中継、議会ホームページ、議会だよりのほか、各議員の活動を通じて市民への説明を行っている。	B
	5号	議会内での申合せ事項について、不斷に見直しを行うこと。	課題発生時を含め議会運営委員会を中心に隨時対応しているほか、新たに改革に関する見直しを提案できる仕組みを概ね整えた。	B
3条 (議員の活動原則)	1項	議員は、議会を構成する一員として、次に掲げる原則に基づいて活動しなければならない。	(各号において評価)	—
	1号	議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分認識し、議員相互間の自由な討議を重んじること。	十分な認識の下に、各常任委員会においては議員間討議の機会を設け実施している。	A
	2号	市政全般についての課題、市民の意見等を的確に把握し、自己の能力を高める不断の研さんにも努め、市民の代表としてふさわしい活動をすること。	各自の議員活動、会派活動、委員会活動等を通じ市民意見を把握するとともに、各種研修等への積極的な参加などで自己研鑽に努めている。	A
	3号	積極的に政策立案、政策提言等を行うため、調査及び研究に努めること。	日々の調査研究活動のほか、議員特別研修制度などを活用し、専門性の高い研究を行っている。 新型コロナウイルス感染拡大の影響により調査研究活動に一部制約があった。	B
	4号	個別的又は地域的な事案の解決だけでなく、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。	幅広い視野で課題を捉え市民全体の福祉向上を目指して活動している。	A
	5号	議会活動について、市民に対して説明責任を果たすこと。	議員各自が日々の活動において説明の機会を持ち、説明責任を果たしている。	B

条 項 号		条 文	評価内容	評価	今後の対応方針
4条 (災害時の対応)	1項	議会及び議員は、災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、その果たすべき役割を十分に認識し、迅速かつ的確に行動するとともに、市民生活の安定及び維持に努めるものとする。	災害発生時に加え、感染症蔓延時の対応、オンライン会議の活用等を盛り込んだ議会業務継続計画（議会BCP）を新たに策定し体制を整備した。	A	
	2項	議会及び議員の災害時の対応について必要な事項は、別に定める。	(検証対象外)	—	
5条 (会派)	1項	議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。	(検証対象外)	—	
	2項	会派は、政策を中心とした同一理念を共有する議員で構成し、活動する。	(検証対象外)	—	
	3項	会派は、政策決定、政策提言、政策立案等に際して、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。	会派代表者会議等で調整、合意形成を図っている。	B	
6条 (情報公開及び市民との連携)	1項	議会は、議会活動に関する情報公開を徹底する。	議会中継（ライブ、録画）、議会ホームページ、議会だよりにより情報公開・情報提供を行っている。	A	
	2項	議会は、本会議のほか、議会における全ての会議を原則公開とする。	本会議・委員会について原則公開としている。	A	
	3項	議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する公聴会制度及び参考人制度を活用して、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。	制度の活用は無かった。	B	今後、制度の活用に向けた調査・検討を行う。
	4項	議会は、請願及び陳情を市民からの政策提言と位置づけ、その審議において、必要に応じて提案者の意見を聞く機会を設けることができる。	内容に応じ現地調査などを行い、併せて意見を聞く機会を設けている。	A	
	5項	議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、議員の政策立案能力を強化するとともに、議会の政策提案等の拡大を図るものとする。	広聴機能の強化を図り多様な意見交換会を開催するとともに、市民意見を反映させる新たな政策立案の仕組みを整えた。	A	
7条 (議会広報広聴の充実)	1項	議会は、情報技術の発達を踏まえ、多様な広報手段を活用することにより、その有する情報を常時公開し、多くの市民が議会と市政に関心を持ち、理解が得られるような議会広報活動に努めるものとする。	ユーチューブを活用した本会議の中継（ライブ・録画）のほか、ホームページ、コミュニティFMなどによる議会広報活動を行っている。	A	
	2項	議会は、本会議又は委員会終了後、速やかに議事録を作成し、公開するものとする。	速やかに公開している。	A	
	3項	議会は、広く市民意見等を聴取するとともに、それらを市政に反映するため必要に応じて意見交換会を開催するものとする。	広聴機能の強化を図り、多様な意見交換会を開催している。（マチトーカ、出張なんでも意見交換会、ゆざわ市民一日議会等）	A	
	4項	議会は、前2項に規定する活動を行うため、広報広聴委員会を設置する。	(検証対象外)	—	
	5項	議会広報広聴委員会について必要な事項は、別に定める。	(検証対象外)	—	

条 項 号	条 文	評価内容	評価	今後の対応方針
8条 (市長等との関係)	<p>1 項 議会は、市長その他の執行機関及びその職員（以下「市長等」という。）との関係について、次に掲げるところにより、常に適切な緊張感のある対等な関係を保持し、事務執行の監視及び評価を行うものとする。</p> <p>1号 本会議における議員と市長等との質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答方式で行うものとする。</p> <p>2号 議長から本会議への出席を要請された市長及び教育長は、議長の許可を得て、議員に対して質問の主旨を明確にするため反問することができる。</p> <p>3号 議員は、会期中又は閉会中にかかわらず、議長を経由して市長等に対し文書質問を行うことができる。この場合において、議長は市長等に文書により回答を求めるものとする。</p> <p>4号 前号の文書による質問及び回答は、原則として公開するものとする。</p>	適切な緊張感のある対等な関係を保持している。 ◆質疑、一般質問等再質問は一問一答方式で行っている。	A	
9条 (市長による政策等の形成過程の説明)	<p>1 項 議会は、市長が提案する重要な政策について、その政策水準を高めることに資するため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。</p> <p>1号 必要とする背景</p> <p>2号 提案に至るまでの経緯</p> <p>3号 市民参画の実施の有無とその内容</p> <p>4号 総合計画との整合性</p> <p>5号 財源措置</p> <p>6号 将来にわたる効果及び費用</p> <p>2 項 議会は、前項の政策の提案を審議するに当たっては、立案、執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。</p> <p>3 項 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前項の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長に求めるものとする。</p>	予算・決算附属資料等において提供されているほか、全員協議会及び本会議・委員会の質疑や一般質問等で説明を求めている。	B	
10条 (自由討議による合意形成)	<p>1 項 議長は、議会は議員による討論の場であることを十分認識し、議員相互間の自由討議を中心に運営しなければならない。</p> <p>2 項 議会は、本会議及び委員会における議案の審議及び審査に当たり結論を出す場合にあっては、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めなければならない。</p>	十分な認識の下に、各常任委員会においては議員間討議の機会を設け実施している。	A	
		議論を尽くし、合意形成に努めている。	A	

条 項 号		条 文	評価内容	評価	今後の対応方針
11条 (議会改革推進会議)	1項	議会は、議会改革に継続的に取り組むとともに、市政に関する重要な施策及び課題に対して議会としての共通認識と合意形成を図り、政策立案及び政策提言を推進するため議会改革推進会議を設置する。	議会改革の推進、政策立案・政策提言の協議検討を行うための議会改革推進会議を令和4年4月に設置した。	A	
	2項	議会改革推進会議について必要な事項は、別に定める。	(検証対象外)	—	
12条 (委員会の活動)	1項	委員会は、社会、経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、委員会の調査研究活動を充実強化するものとする。	所管事務調査、行政視察、現地調査等を行っている。	A	
	2項	委員会での審査に当たっては、市民に対し積極的に情報を公開し、市民に分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。	委員会傍聴を認めているほか、わかりやすい議論に努めている。	B	
13条 (議員研修の充実強化)	1項	議会は、議員の政策立案能力の向上を図るため、積極的に議員研修の充実強化に努めるものとする。	議会主催の議会改革推進研修会を継続的に開催しているほか、議員特別研修制度、会派における政務活動費を活用した研修などを積極的に行っている。	A	
	2項	議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、市民等との研修会を開催するものとする。	専門講師を招聘した議会主催の研修会、県南4市議会等による研修会を実施している。	B	
14条 (交流及び連携の推進)		議会は、他の地方自治体の議会と政策、議会運営等について意見交換するため、積極的に交流及び連携を図るものとする。	秋田県市議会議長会議員研修、県南4市議会議員研修、議会運営委員会等行政視察等により、他自治体議会と意見交換・交流等を行っている。 新型コロナウイルス感染拡大の影響により一部制約があった。	A	
15条 (政務活動費)	1項	政務活動費は、議員が政策立案、政策提言等を行うための調査研究その他の活動に資するために会派及び会派に属さない議員に対して交付されるものであり、湯沢市議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年湯沢市条例第5号）に定めるところにより適正に執行しなければならない。	条例の定めに従い、適切に執行している。	A	
	2項	政務活動費は、透明性を確保するため、その使途等を公開しなければならない。	議会ホームページなどで公開している。	A	
16条 (議会事務局の体制整備)	1項	議会は、議員の政策立案能力の向上を図るため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化に努めるものとする。	研修受講等により知識の習得と能力向上に努めている。	A	
	2項	議長は、前項の充実強化のため、専門的な知識経験を有する職員の配置に努めるとともに、職員の専門的能力の養成を行うものとする。	専門研修等を受講させ、専門的能力の向上に努めている。 新型コロナウイルス感染拡大の影響により研修参加に一部制約があった。	A	
17条 (議会図書室)	1項	議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。	インターネットの活用で利用が限定的になっている。活用について検討が必要。	B	議員が求める書籍等の調査や本市図書館司書との連携を図る。
	2項	議会図書室は、議員のみならず、誰もが利用できるものとする。	利用できる。	A	
18条 (議員の政治倫理)		議員は、市民の代表としてその倫理性を常に自覚し、湯沢市議会議員政治倫理条例（平成25年湯沢市条例第20号）を順守しなければならない。	遵守している。	A	

条 項 号		条 文	評価内容	評価	今後の対応方針
19条 (議員定数)	1項	議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するものとする。	(検証対象外)	—	
	2項	議員定数は、人口、面積、財政力、事業課題等を比較検討し、決定するものとする。	(検証対象外)	—	
	3項	議員定数の条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して、委員会又は議員が提出するものとする。	(検証対象外)	—	
20条 (議員報酬)	1項	議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状及び課題、その必要性、算定の基準、類似自治体の状況等を十分に考慮するものとする。	(検証対象外)	—	
	2項	議員報酬の条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して、委員会又は議員が提出するものとする。	(検証対象外)	—	
21条 (議会改革)		議会は、市民の意見を市政的に反映させるため、議会改革に積極的かつ継続的に取り組まなければならない。	積極的かつ継続的に取り組んでいる。	A	
22条 (最高規範性)	1項	この条例は、議会における最高規範であり、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定してはならない。	この条例の趣旨に反する条例等の制定はない。	A	
	2項	議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例の研修を行わなければならない。	(検証対象外)	—	
23条 (見直し手続)	1項	議会は、2年ごとにこの条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会で検討しなければならない。	2年ごとに達成状況について検証している。	A	
	2項	議会は、前項による検討の結果に基づいて、この条例の改正を含む適切な措置を講じなければならない。	(検証対象外)	—	
	3項	議会は、この条例を改正する場合は、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。	本会議において提案理由の説明を行っている。	A	